

訓営第702号

本 序
地方機関

島根県建築物等保全規程を次のとおり定める。

平成17年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県建築物等保全規程

(目的等)

第1条 この規程は、知事が管理する建築物及びその附帯施設(以下「建築物等」という。)の保全に関する基本的事項を定めることにより、建築物等の適正な保全を図ることを目的とする。

2 建築物等の保全に関する事項については、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 財産部局長 島根県行政組織規則(平成15年島根県規則第30号)第3章に規定する課及び室並びに第4章に規定する地方機関の長をいう。
- (2) 保全 維持保全、修繕及び改修をいう。
- (3) 維持保全 建築物等について、長期にわたりその機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定及び施設警備をいう。
- (4) 修繕 建築物等について、損耗、劣化、破損又は故障により損なわれた機能を回復させる行為をいう。
- (5) 改修 建築物等の改良、模様替え及び更新をいう。

(保全の総括)

第3条 総務部長は、保全の施行の適正を期するため、保全の施行に関する制度を整え、処理手続を統一し、及び必要な調整を行うものとする。

- 2 総務部長は、必要があると認めるときは、財産部局長に対し、保全の施行状況に関する報告を求め、又は実地に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 3 総務部長は、管財課長をして、前項の調査及び財産部局長への支援を行うものとする。

(施設保全責任者)

第4条 財産部局長は、その所管に属する建築物等の保全の適正を図るため、その所属の職員のうちから施設保全責任者を定めるものとする。

2 施設保全責任者は、次条の計画に従って、建築物等の保全に関する業務を適正に実施し、及びその内容を記録し、保存するものとする。

(保全の計画)

第5条 財産部局長は、保全の施行に先立ち、別に総務部長が定める保全計画基準に基づき、保全に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 計画の作成に関する事項
- (2) 長期計画に関する事項
- (3) 年間計画に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 総務部長は、建築物等の長寿命化に係る修繕・改修について、別に定める「長寿命化工事の優先度判定基準」に基づく判定を実施し、修繕・改修に関する計画を作成するものとする。

(保全の施行)

第6条 財産部局長は、保全の施行に当たっては、経済的かつ効率的に行い、建築物等の機能の維持及び性能の確保を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(保全の記録及び報告)

第7条 財産部局長は、別に総務部長が定める保全管理台帳等整備要領に基づき、保全管理台帳及び保全に関する資料を備え、保全の施行に関する事項を常に記録・整理しておかなければならない。

2 財産部局長は、前項の台帳の内容を総務部長に報告するものとする。

(維持保全の施行)

第8条 財産部局長は、維持保全を施行するときは、別に総務部長が定める維持保全施行基準に基づき行わなければならない。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 施行上の留意事項
- (2) 仕様に関する事項
- (3) 積算に関する事項
- (4) その他必要な事項

(修繕又は改修の施行)

第9条 財産部局長は、修繕又は改修を施行するときは、別に総務部長が定める修繕・改修施行基準に基づき行わなければならない。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 施行上の留意事項
- (2) 仕様に関する事項

- (3) 積算に関する事項
- (4) その他必要な事項

(建築基準法に基づく定期点検)

第10条 財産部局長は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項の規定に基づく定期点検を施行するときは、別に総務部長が定める定期点検施行要領に基づき行わなければならない。

2 前項の要領は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 点検の方法
- (2) 施行上の留意事項
- (3) その他必要な事項

(適用除外)

第11条 財産部局長は、総務部長に協議の上、この規程を適用しない建築物等を定めることができる。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月6日から施行する。